

音更町税条例の一部を改正する条例

音更町税条例（昭和29年音更町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。